

## 広島県外来医療計画に係る具体的な手続きについて

広島県外来医療計画において、別に定めることとした、外来医師多数区域における新規開業手続き及び医療機器の新規購入手続きに関する具体的な手続きについては次のとおりです。

### 1 新たに開業する場合の手続き(外来医師多数区域の場合)

- ① 新規開業希望者が保健所に開設届等を提出する際に、不足する外来医療機能を担うことについての合意の有無や合意内容に関する申出書(外来医療機能に係る申出書)の提出を求める。
- ② ①の申出書の内容を各圏域の地域医療構想調整会議に報告し、合意がない場合は、必要に応じて当該新規開業希望者の出席を要請する。

※ 合意の有無や合意内容により、診療所の開設が妨げられるものではない。

(参考)二次保健医療圏ごとの外来医師多数区域及び地域で不足する外来医療機能 (R1.4.1現在)

医療圏	初期救急	在宅医療	公衆衛生			へき地医療	外来医師多数区域
			学校医	予防接種	健康診断		
広島	●	●	●				◎
広島西	●	●	●				◎
呉	●	●					◎
広島中央	●	●	●		●		◎
尾三	●	●		●	●		◎
福山・府中	●	●	●		●		
備北	●	●	●		●	●	

※ 不足する機能に●, 外来医師多数区域に◎を付している。

### 2 新たに医療機器を購入・更新する場合の手続き(全ての圏域)

- ① 新規購入希望者が保健所に許可申請書等を提出する際に、共同利用を行うことについての計画の有無や内容に関して共同利用計画書(医療機器の共同利用計画書)の提出を求める。

《共同利用計画に盛り込むべき事項》

- ・ 共同利用の相手方となる医療機関
- ・ 共同利用の対象とする医療機器
- ・ 保守、整備等の実施に関する方針
- ・ 画像撮影等の検査機器については画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針

- ② ①の共同利用計画書の内容を各圏域の地域医療構想調整会議に報告し、共同利用を行わない場合は、必要に応じて当該新規購入希望者の出席を要請する。

※ 共同利用の有無や計画内容により、対象医療機器の購入・更新が妨げられるものではない。

#### (参考)対象医療機器

- ・CT(全てのマルチスライスCT(16列未満, 16列以上 64列未満, 64列以上), その他のCT)
- ・MRI(1.5テスラ未満, 1.5テスラ以上 3.0テスラ未満, 3.0テスラ以上)
- ・PET(PET及びPET-CT)
- ・放射線治療(リニアック及びガンマナイフ)
- ・マンモグラフィ

#### (参考)医療機器の共同利用の方針(全圏域共通かつ, 全医療機器共通)

- 対象医療機器 (CT, MRI, PET, マンモグラフィ, 放射線治療)については、共同利用に努めるものとする。
- 医療機関が新たに対象医療機器を購入又は更新する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を作成し、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。
- 共同利用を行わない場合については、共同利用を行わない理由について、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。